

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則の一部改正について

改正理由：学習指導要領等の改正に伴い，授業日数の確保を図る必要があるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (休業日) 第8条 休業日は，次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 <u>(3) 開園記念日 7月4日</u> <u>(4) 夏季休業日として園長が定める日</u> <u>(5) 冬季休業日として園長が定める日</u> <u>(6) 春季休業日として園長が定める日</u> 2 園長は，前項に規定するもののほか，保育上必要があるときは，休業日を変更し，又は臨時に休業日を定めることができる。 3 非常変災その他急迫の事情があるときは，園長は，臨時に保育を行わないことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この園則は，平成24年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (休業日) 第8条 休業日は，次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 <u>(3) 東京学芸大学創立記念日 5月31日</u> <u>(4) 開園記念日 7月4日</u> <u>(5) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）に規定する日 10月1日</u> <u>(6) 夏季休業日として園長が定める日</u> <u>(7) 冬季休業日として園長が定める日</u> <u>(8) 春季休業日として園長が定める日</u> 2 園長は，前項に規定するもののほか，保育上必要があるときは，休業日を変更し，又は臨時に休業日を定めることができる。 3 非常変災その他急迫の事情があるときは，園長は，臨時に保育を行わないことができる。 〔省略〕